

建設キャリアアップシステム活用工事試行要領の一部改正について

1 改正内容

要領第2 用語の定義を以下のとおり改正

用語	用語の定義	
	改正前	改正後
下請企業	建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。 <u>ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。</u>	建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。
技能者	元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。 <u>ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。</u>	元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。

2 適用日

令和7年4月1日